

江津市社会福祉法人指導監査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、江津市社会福祉法人指導監査実施要綱（平成25年江津市告示第71号。以下「要綱」という。）第16条の規定により社会福祉法人（以下「法人」という。）の指導監査について、必要な事項を定めるものとする。

(指導監査の種別及び実施形態の決定基準)

第2条 指導監査の種別及び実施形態の決定は、次の基準によるものとする。

(1) 一般監査（実地監査）は、次のいずれかの条件に該当する社会福祉法人を対象として実施する。

ア 全法人（ただし、監査の実施周期は、別に定める「江津市社会福祉法人に対する一般監査実施に係る法人分類基準」に基づき決定する。）

イ 法人運営及び事業経営に問題が発生した法人又は通報、現況報告書の確認の結果等で問題が発生するおそれのある法人

ウ 一般監査又は特別監査における改善措置を求める事項の改善状況を確認する必要がある法人

(2) 一般監査（書面検査）は、次の条件に該当するものを対象として実施することができる。

災害、感染症の感染拡大等、法人の責に帰すべき事由によらないで実地監査の実施が困難な場合

(3) 特別監査は、次のいずれかの条件に該当するものを対象として実施する。

ア 法人運営に重大な問題を有すると認められるとき又は事業経営に不正若しくは著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき

イ 重大な最低基準違反があると疑うに足りる理由があるとき

ウ 度重なる指導によっても改善が認められないとき

エ 正当な理由がなく実地監査を拒否したとき

(提出を求める書類等)

第3条 要綱第9条第2項第5号の規定に基づき提出を求める書類等は、要綱第8条第3項第4号の規定に基づく監査調書等その他市長が必要と認めた書類とし、その提出期限は監査実施日の遅くとも2週間前で、市長が指定した日とする。

(社会福祉法人指導監査改善状況管理台帳)

第4条 要綱第11条第5項の規定に基づき作成する「社会福祉法人指導監査改善状況管理台帳」は別記様式によるものとする。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度の指導監査から適用する。

附 則

この要領は、令和5年12月19日から施行し、令和5年度の指導監査から適用する。

別記様式 (第4条関係)